



ただし、子どもの将来は目に見えないものであり、様々な可能性や未来があるので、養育費の期限を取り決めても、下記で挙げる例の様に取り決めた通りに行かない場合も考えられます。

例：取り決め時には大学や専門学校進学等を視野に入れていたが、  
高校卒業後就職して経済的に自立した等

また、養育費の権利者（受け取る側）と義務者（支払う側）にも、取り決め時には予測がつかなかった経済事情が起きる場合もあります。

こういった時に備えて、「事情の変更があった場合再度協議する」旨を決めて、意見交換をしやすい様にする事も重要です。

YELLながさきでは、定期法律相談時の養育費相談も受付けております。

#### ■ 4月の予定 -----

##### ◆ 「YELLながさき定期法律相談」

4月15日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい場合は、電話法律相談受付も行なっております。まずはお問合せください。

#### ■ 編集後記 -----

◆ 令和4年（2022年）4月1日から成人年齢が18歳になります  
今から約2年半後と先ではありますが、成人年齢が18歳になります。

下記法務省のホームページにて様々な説明がございますので、ご確認ください。

